

議案第167号

大阪市立斎場条例の一部を改正する条例案

大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 この条例は、昭和24年4月1日から、これを施行する。	この条例は、昭和24年4月1日から、これを施行する。
2 <u>市長は、令和10年4月1日から令和30年3月31日までの期間について、大阪市立小林斎場の指定管理者を指定しようとするときは、第14条の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された民間事業者を大阪市立小林斎場の管理を行おうとするものに指名し、当該民間事業者に対し、その旨を通知するものとする。</u>	[新設]
3 <u>前項に規定する場合における第15条、第17条及び第18条の規定の適用については、第15条中「指定管理者の指定を受けようとする法人等」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた民間事業者」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「斎場の管理に関する事業計画書その他市規則で」とあるのは「その行おうとする斎場の管理について、市長が」と、第17条中「第</u>	[新設]

15条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第15条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「法人等」とあるのは「民間事業者」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第18条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月12日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

小林斎場の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。